

生保 2 (問題)

問題 1. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]
(20 点)

(1) 生命保険会社の保険計理人の実務基準における 1 号収支分析に関し、次の①~⑤の空欄にあてはまる最も適切な語句を記入しなさい。

1 号収支分析の結果、責任準備金不足相当額が発生した場合において、保険計理人は、以下の経営政策の変更により、責任準備金不足相当額の一部または全部を積み立てなくてもよいことを、意見書に示すことができる。ただし、これらの経営政策の変更は、ただちに行われるものでなくてはならない。

- イ. 一部または全部の保険種類の の引き下げ
- ロ. 実現可能と判断できる の抑制
- ハ. の見直し
- ニ. 一部または全部の保険種類の の抑制
- ホ. 今後締結する保険契約の の引き上げ

(2) 区分経理に関し、次の①~⑤の空欄にあてはまる最も適切な語句を記入しなさい。

- ・ 区分経理は、内部管理会計として行っている状況であるが、「保険会社向けの総合的な監督指針」(金融庁)には、区分経理の明確化として内容が規定されている。
- ・ 会社の損益等を区分する単位として、 及び を設定する。 については、損益を把握する単位として適切なものとなっている必要があり、保険の性質の相違等により理論的・合理的な区分とする必要がある。 には例えば次のイからニの機能がある。
 - イ. 死亡保障リスク等の 機能
 - ロ. 新商品開発に係る事業運営資金提供機能
 - ハ. 会社全体で共有する資産・共通する経費等の管理機能
 - ニ. 現預金等の管理機能
- ・ 運用資産は、資産区分ごとに、資産分別管理方式・ 方式・ 方式の中から適切な管理方式を選択し管理する。

(3) 生命保険会社の資産運用に係る会計に関し、次の①～⑤の空欄にあてはまる最も適切な語句または数字を記入しなさい。

- 一般勘定における売買目的有価証券以外の有価証券を [①] 処理により時価評価した際の評価差額を有価証券評価損に計上する。帳簿価格に対する時価の下落率が約 [②] % 以上の場合は、回復可能性についての合理的な反証がなければ、「 [③] 」に該当し [①] 処理する。下落率が約 [②] % 未満の場合は、個々の企業において合理的な基準を設定し、 [①] 処理するか否かを判定することになる。
- ヘッジ会計の方法には「 [④] ヘッジ」と「 [⑤] ヘッジ」がある。 [④] ヘッジでは、時価評価されたヘッジ手段の損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において計上する。 [⑤] ヘッジは、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合に、当該資産または負債に係る損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法をいう。

(4) 次の表をもとに死差損益を算出なさい。解答にあたっては計算過程も記載なさい。

○ 基礎利益の明細 (単位：億円)

基礎収益	2,322
保険料等収入 (保険料)	1,800
資産運用収益 (基礎利益分)	370
その他経常収益	152
年金特約取扱受入金・保険金据置受入金	115
支払備金戻入額	6
責任準備金戻入額 (除く危険準備金)	30
その他の経常収益	1
基礎費用	2,122
保険金等支払金	1,520
保険金・給付金	910
年金	120
解約返戻金	410
その他返戻金	80
資産運用費用 (基礎利益分)	50
事業費	350
その他経常費用	202
保険金据置支払金	160
税金・減価償却費・退職給付引当金繰入額	41
その他の経常費用	1
基礎利益	200

○ 財務会計以外の項目

予定事業費	470
予定利息	380
危険保険料	600
解約・失効契約の消滅時保険料積立金	430
復活契約の失効時保険料積立金	3
支払備金戻入額のうち解約返戻金備金戻入額	4

ただし、この会社においては、

- (ア)有配当保険、変額保険、予定脱退率を用いた商品は保有していないものとする。
- (イ)保有している各商品について、この年度中の責任準備金計算基礎の平準純保険料式責任準備金と保険料計算基礎の5年チルメル式責任準備金の金額が等しいものとする。
- (ウ)再保険は行っていないものとする。
- (エ)解約返戻金には、解除分がないものとする。
- (オ)契約復活に伴う収入、契約内容の変更に伴う収入・支払金はないものとする。

問題 2. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は所定の解答用紙に記入すること] (40 点)

(1) 危険準備金の意義について簡潔に説明しなさい。また、危険準備金に関し、企業会計上の引当金設定要件との関係について簡潔に説明しなさい。

(2) 保険種類別に事業費効率を把握することの目的、結果の利用方法について簡潔に説明しなさい。

(3) 保険相互会社の株式会社化における数理的寄与分計算上の次の①~③の実務的な課題について、対応方法を含め簡潔に説明しなさい。

- ① 寄与分計算の計算単位
- ② 数理的寄与分が負値となる契約の取扱い
- ③ 過去の実績に関する経験率

(4) 潜在価値会計に関し、次の①、②の各問に答えなさい。

① 潜在価値会計における資本コスト (Cost of Capital) について簡潔に説明しなさい。

② 下記の条件において、潜在価値会計のトップダウンアプローチによるハードル・レート (リスク割引率) を、WACC を用いて計算しなさい。解答にあたっては計算過程も記載しなさい。

リスクフリー・レート (リスクフリーの投資収益率)	2.00%
債務コスト (税引後)	2.50%
株式投資の平均的収益率 (市場ポートフォリオの期待収益率)	4.00%
(当該保険会社の) ベータ	1.50
株主資本 (株式時価総額) の割合	90%
債務 (社債・借入金の時価総額) の割合	10%

問題 3. 次の (1) (2) のうち、1 問を選択し問に答えなさい。

[解答は汎用の解答用紙に記入すること] (40 点)

(1) 契約者 (社員) 配当について、次の①～③の各問に答えなさい。

① ア. 生命保険会社の保険計理人の実務基準に基づく配当財源の確認項目およびアセットシェアによる確認項目を列挙しなさい。

イ. 契約者 (社員) 配当を行う理由について簡潔に説明しなさい。

② 毎年配当タイプの個人保険 (※ 1) の死差配当のあり方について、以下の論点を踏まえ、所見を述べなさい。

- ・ 団体定期保険 (※ 2) の死差配当との違い
- ・ 無配当個人保険との関係

※ 1. 毎年の利差配当、死差配当、費差配当と消滅時特別配当がある定期付終身保険等で、一般に有配当個人保険と呼ばれるもの。

※ 2. この問題では、1 年更新型の定期保険で、毎年団体ごとに死差益の計算を行い、団体の規模に応じて死差益の一部 (加入者の多い団体では 8 ~ 9 割程度) を配当金として支払う保険とする。

③ 貴君の会社では②の毎年配当タイプの他に、5 年ごと利差配当タイプの個人保険 (※ 3) を販売しており、毎年死差益が安定的に得られているとしよう。このとき、この保険の利差配当と特別配当のあり方について、以下の論点を踏まえ、所見を述べなさい。

- ・ 予定死亡率の改定があった場合の改定前後の契約間の衡平性
- ・ ②の毎年配当タイプとの衡平性
- ・ 逆ざや契約と順ざや契約との間の衡平性

※ 3. 5 年ごとに利差配当と特別配当を支払う定期付終身保険等で、一般に 5 年ごと利差配当付個人保険と呼ばれるもの。

②の毎年配当タイプに比べ、保険料計算基礎の予定事業費率、予定死亡率が低く、予定利率が高い。

特別配当の約款上の規定: 「5 年ごと利差配当のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ所定の条件を満たす保険契約に対して、契約者 (社員) 配当金を割り当てることがあります。」

(2) 責任準備金について、次の①～③の各問に答えなさい。

- ① 責任準備金の評価において、計算基礎率をロック・インとする方式とロック・インとしない方式（ロック・フリー方式）を比較した場合、各々のメリットおよびデメリットについて説明しなさい。
- ② 標準責任準備金制度は、現在、ロック・イン方式となっているが、ロック・イン方式のデメリットを補完する現在の日本の制度について説明しなさい。
- ③ ロック・フリー方式による責任準備金制度が将来導入されると仮定したときに、導入に向けてアクチュアリーとして検討すべき事項について所見を述べなさい。なお、以下の点について必ず触れること。

- ・ 責任準備金の計算基礎率
- ・ 所要資本(※)との関係
- ・ ALM、販売・商品面におけるリスク管理のあり方

ただし、分析、社内外への説明は重要な検討すべき事項であるが、今回は触れる必要はない。

※ 保険負債を超えるリスクへの対応（リスクカバー）として、監督上要求される資本水準のこと

以上

生保2 (解答例)

問題1

(1) ①配当率 ②事業費 ③資産運用方針 (またはポートフォリオ) ④新契約募集 ⑤営業保険料

(2) ①商品区分 ②全社区分 ③リスクバッファー ④資産単位別持分管理

⑤資産持分管理 (またはマザーファンド)

※④と⑤は順不同

(3) ①減損 ②50 ③著しい下落 ④繰延 ⑤時価

(4) 保険料等収入+その他経常収益 (解約返戻金備金戻入額、その他の経常収益を除く)

−保険金等支払金 (解約返戻金を除く) −保険金据置支払金 − 予定事業費 + 予定利息

−解約・失効契約の消滅時保険料積立金 + 復活契約の失効時保険料積立金

$= 1800 + (152 - 4 - 1) - (1520 - 410) - 160 - 470 + 380 - 430 + 3 = 160$

答 160 億円

〈参考〉

費差損益 + その他の損益 = 予定事業費 + その他の経常収益 − 事業費

− 税金・減価償却費・退職給付引当金繰入額 − その他の経常費用

$= 470 + 1 - 350 - 41 - 1 = 79$

利差損益 = 資産運用収益 (基礎利益分) − 資産運用費用 (基礎利益分) − 予定利息

$= 370 - 50 - 380 = -60$

解約失効損益 = 解約・失効契約の消滅時保険料積立金 − 復活契約の失効時保険料積立金

− 解約返戻金 + 支払備金戻入額のうち解約返戻金備金戻入額

$= 430 - 3 - 410 + 4 = 21$

死差損益 = 基礎利益 − (費差損益 + その他の損益) − 利差損益 − 解約失効損益

$= 200 - 79 + 60 - 21 = 160$

問題 2 (1)

➤ 危険準備金は、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備え、責任準備金の内訳の 1 項目として積み立てるものである。即ち、通常の子測の範囲内の危険(変動)は狭義の責任準備金(保険料積立金・未経過保険料)で準備するが、それを超える異常な変動に備えるものとして、危険準備金がある。

➤ 危険準備金は、次に掲げるリスクに備え、それぞれ区分して積み立てる。

〈危険準備金Ⅰ〉

保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の子測を超えることにより発生し得る危険)に備える。

〈危険準備金Ⅱ〉

予定利率リスク(責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険)に備える。

〈危険準備金Ⅲ〉

最低保証リスク(変額保険等で保険金等の額を最低保証するものについて、特別勘定の価額が通常の子測を超える価格の変動等により、最低保証する保険金等の額を下回る危険)に備える。

〈危険準備金Ⅳ〉

第三分野保険の保険リスクに備える。

➤ 危険準備金は、上記のように対応するリスクが明記され、それぞれのリスクに対応した積立基準、積立限度、取崩基準が法令で規定されている。対象とするリスクが現実のものとなる可能性が必ずしも高いとは限らないものもあるため、日本の現在の企業会計上負債性引当金の設定要件を満たさないかもしれないが、特別法上の準備金として整備されていると言えよう。

➤ なお、負債の部に計上できる引当金の設定要件は以下の通り。(企業会計原則注解 1 8)

- ・将来の特定の費用または損失であること
- ・その発生が当期以前の事象に起因していること
- ・当該事象の発生の可能性が高いこと
- ・その金額を合理的に見積もることができること

(2)

【目的】

事業費の支出形態は、募集組織の違い等により個人保険や団体保険等で異なる点が多く、また、付加保険料の体系も異なったものが採用されている。個人保険内においても、販売チャネル、貯蓄性商品と保障性商品、平準払と一時払の違いによる事業費の支出形態や付加保険料体系の違いがある。

複数の保険種類を扱う場合、保険種類間における事業費効率の差異やそれぞれの改善度を把握することは、契約者間の公平性を図る観点や保険会社の経営効率化の観点からも重要である。このために、予定事業費枠を保険種類別に算出する一方、事業費支出については、保険種類別の帰属が明確でない事業費（総務部門人件費等）も適切な配賦方法を用いて、事業費効率を把握することが求められる。

【利用方法】

- 付加保険料の合理性・妥当性の確保、契約者間の公平性の確保
 - ▶ 保険料はその十分性を確保する必要があるが、付加保険料部分についてもセルフ・サポートするのが望ましい。ただし、単に費差のみで十分性を確認するのではなく、新契約費分の回収として解約失効益（解約控除益）等を加えて十分性を確認する方法も考えられる。
 - ▶ 保険種類別の事業費効率のデータをもとに新商品の付加保険料および営業職員給与の設定を行うとともに、販売後に事業費モニタリングを行い、付加保険料の合理性、妥当性、公平性の事後検証を行う必要がある。このサイクルの中で、必要に応じ料率改訂（十分性が満たされていない商品の付加保険料の引上げ等）を行うことが考えられる。
 - ▶ また、保険種類別の事業費効率のデータは、契約者配当の設定に活用可能である。契約者配当を通じて実質的な保険料負担の軽減に寄与するとともに、予定事業費率の違い等に起因する事業費効率の違いを調整配当として還元することで、契約者間の公平性を図ることができる。

- 保険会社の経営効率化
 - ▶ 保険種類別の事業費効率のデータは、経営資源の適正配分に活用される。例えば、事業費効率の悪化している保険種類について事務効率改善策を検討すること、総合的に収益の高い商品の販売量増大を目的として事業費の投入（営業職員給与の引上げ等）を行うこと、が考えられる。
 - ▶ 保険種類別の事業費効率を経年的に観測した結果を事業費予算に活かすことで、事業費支出の削減、業務運営の効率化を図る。また、これを保険料の引下げにつなげることも考えられる。これらの取組みにより、収益面・料率面からの他社競争力の確保が可能となる。

(※) 以下の点について触れていれば加点を行った。

- ・ 商品別収益管理・商品別原価管理
- ・ (付加) 保険料の弾力化および金融庁による事業費モニタリングの趣旨・目的を踏まえた論述
- ・ 将来収支分析等の将来シミュレーションにおいての利用
- ・ 事業費効率算出時の費差配当の取扱いについて触れた解答(事業費に含める考え方や付加保険料から除く考え方がある。)

(3)

① 寄与分計算の計算単位

- 必ずしも1件ごとに直接計算する必要はなく、契約条件のいくつかが同一である保険契約群団等の数理的寄与分を求めた上で、その結果を群団に属する契約ごとに割り振ることが認められている。
- 保険契約群団は過去の配当率の設定において想定されてきた群団を考慮することが望ましい。
- また、保険契約群団の数理的寄与分を群団に属する契約ごとに割り振るための算出式は、群団内から適切な種類と数のモデル契約を選択して、適当な要素、係数等を設定することが考えられる。

② 数理的寄与分が負値となる契約の取扱い

- 寄与分が負値となる契約が存在する場合、どの段階で負値を0に置き換えて合計するかという問題がある。
- 実務基準では衡平性に留意するという条件の下で、契約毎（あるいは主契約・特約毎）、社員毎、区分経理上の商品区分毎のいずれかの単位で0とする方法を認めている。
- 負値の取り扱いにより数理的寄与分の実額が影響を受けるが、数理的寄与分計算は株式割当ての比率を決定することが目的であるため、社員間の衡平性が損なわれなければ、株式割当ての問題はない。
- ただし、組織変更剰余金額の計算においては、現社員の数理的寄与分の実額が使用されるため、負値の取り扱いによる影響を考慮する必要がある。

③ 過去の実績に関する経験率

- 過去の実績に関する経験率については、入手可能な経験値調査や数理的分析の記録等を調べたうえで、会社の実際の経験値を反映する。
- 信頼に足る会社データや契約毎あるいは保険契約群団の経験率が入手できない場合は、例えば、過去の行政当局への報告書や同時期の保険料計算基礎率、業界全体の経験調査など、間接的な情報を利用することができる。
- 保険区分に直接賦課される項目ではなく、配賦される項目（事業費、運用収益、法人税等）については、過去の実務上配賦がどのようにされてきたかを理解する必要がある。

(※) 例えば以下のような記述があれば加点を行った。

- ・アクチュアリーは、現実上の制約の中で、契約者間の公平性を阻害しないように、関係者の納得の得られる合理的なアセットシェア計算を行うことが求められている。

(4)

①

- 資本コストとは、計算基準日に留保するソルベンシー・キャピタル（必要資本）から、将来的にリリースされるソルベンシー・キャピタル及びソルベンシー・キャピタルに対する税引後運用収益の現価（リスク割引率による）を差し引くことによって計算されるコストのことである。

(別解1) 将来のソルベンシー・キャピタルのリリースの現価
+ 将来のソルベンシー・キャピタルに対する税引後運用収益の現価
- 計算基準日に留保するソルベンシー・キャピタル

(別解2) 将来におけるソルベンシー・キャピタル
× (ハードル・レート-資産運用利回り(税引後)) の現価

- つまり、目標ソルベンシー・マージン比率等を達成するために拘束されたソルベンシー・キャピタルは、リリースされるまでは資産運用収益しか生み出さないが、資本の提供者はハードル・レートによる投資の機会を求めているため、資産運用利回りがハードル・レートに満たない場合、資本の提供者は投資機会を喪失したことによるコストを負担していると考えられる。

(※1) 市場整合的EVにおける摩擦的資本コスト等に触れている場合、加点した。

(※2) 別解のように、資本コストを表現する式については文献により正負の定義等が異なる場合がある。

②

$$\text{株主資本コスト} = 2.00\% + 1.5 \times (4.00\% - 2.00\%) = 5.00\%$$

$$\text{WACC} = 90\% \times 5.00\% + 10\% \times 2.50\% = 4.75\%$$

問題 3

答案の作成にあたって

いわゆる所見問題であるので、論点さえしっかりしていれば異なる結論になっても「正解」となる。答案の作成にあたって重要なことは、論点となる部分に触れているか否か、結論に至る論拠・視点を示しているかである。

(1) の解答例について

例えば「公正・衡平な配当」を実現しようとする様々な考え方から出発することができ、また実務上の簡便さ、わかりやすさも考慮しなければならないため、各社によって考え方に異なる部分があっても然るべきであり、実際、異なった配当を各社実施している。解答例に記載したのは、アセット・シェア方式を意識し、また、契約者への還元を結果的に多く行っている場合の解答の1例である。所見においては、いずれの結論に至ったとしても解答にあたって次の観点から議論を行って欲しい。

- 公正・衡平な配当とは何か
- 健全性維持
- 個別契約の貢献に応じた配当の割当・分配

(2) の解答例について

教科書にあるように会計の目的、責任準備金の目的には複数の考え方が存在し、その目的を達成すべく責任準備金のあり方にも様々な考え方が存在する。解答例に記載したのは、IAIS（保険監督者国際機構）の主張に近い解答の1例である。

所見においては、結論の内容にかかわらず、生命保険会計の意義や責任準備金の意義・目的を踏まえたものとして欲しい。

(1)

① ア.

◇配当財源の確認

・簿価ベースの確認

会社全体の翌期配当所要額が、配当準備金繰入額以下であること（ただし、当年度末の配当準備金中に未割当額がある場合には、会社の翌期配当所要額が、配当準備金繰入額と配当準備金中の未割当額の合計額以下であること。）

・時価ベースの確認

会社全体および各商品区分ごとに、翌期全件消滅ベース配当所要額が、時価で計算された配当可能財源以下であること。

・健全性維持の確認

会社全体の翌期配当所要額が、時価で計算された会社全体の配当可能財源から会社の健全性を維持するために必要な額を控除した金額以下であること。

◇アセット・シェアによる確認

・現在のアセット・シェアによる確認（過去法による確認）

代表契約について翌年度に支払われる通常配当と、当該契約が翌年度に消滅した場合に支払われる消滅時配当の合計が、当該契約の当年度末ネット・アセット・シェアを原則として超えていない範囲で合理的な金額であること。

・ 将来のアセット・シェアによる確認（将来法による確認）

翌年度の通常配当の水準が翌々年度以降も継続するとした場合において、代表契約の将来ネット・アセット・シェアから会社の健全性を維持するために必要な額を差し引いたものが、正となっていること。

イ.

◇安全性の原則（安全割増の還元）

保険料計算に用いる基礎率を高めを設定して、保険債務履行のために保険料の十分性を確保している。このため、事後的に契約者（社員）配当を支払うことで、実費主義の理念にもとづき可及的に安い費用で保障を提供する。契約からの時間経過とともに会社の実際上の経営諸効率が判明するにつれて、これらの事前に設定した諸率との水準差を契約者配当として還元することで、契約者間の公平性を保つ必要がある。

◇保険料率の調整

契約年齢別に保険料を細分化することや、経過年別の費消実態を反映した付加保険料（予定事業費）・選択表を保険料計算に用いることが事務的に負担となる場合、保険料率あるいは計算基礎は経過年別要素を反映せず、社員（契約者）配当を行うことで、配当による保険料の事後精算を行う必要性が生じる。

◇経験料率の採用

信頼できる統計データが不足している場合や、適切な危険率の測定が困難な場合、真の危険率に料率を補正するために契約者（社員）配当を行う。

②

I. 公正・衡平な配当

法令に基づき配当を公正・衡平に行わなければならない。公正・衡平であるとは、保険計理人の実務基準によれば以下の要件を満たすことである。

- ◇責任準備金が適正に積み立てられ、かつ、会社の健全性維持のための必要額が準備されている状況において、配当所要額が決定されていること
- ◇配当の割当・分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること
- ◇配当所要額の計算および配当の割当・分配が、適正な保険数理、企業会計の基準、法令、保険約款等に則っていること
- ◇配当の割当・分配が保険契約者の合理的な期待を考慮したものであること

II. 死差配当の特徴

保険料計算上の予定死亡率は、将来の死亡率変動を考慮して高めを設定されるため、死差配当は安全割増の還元、経験料率の採用、保険料調整の要素が強い。

III. 団体定期保険の死差配当との差異

◇群団の捉え方

団体保険では契約団体ごとの毎年の死差益に応じて配当を行っている。つまり、1契約を1つの群団（さらには人数規模ごともある）と捉えている。一方、個人保険の場合は、保険料基礎率・到達年齢・性別などに基づき群団を形成すると見なすことが多い。

◇契約者の合理的期待

団体定期保険は契約団体ごとに早期に配当還元するニーズがある一方、毎年配当タイプでは安定配当を期待されるため、保守的な水準に死差配当率を設定し、契約消滅時に未精算の配当還元を行うことが考えられる。

◇保険期間、内部留保

団体保険は1年更新であり、更新時に既契約の保険料水準を改めることができる。一方、毎年配当タイプでは既契約の保険料を変更できないため、保険債務の確実な履行のためにも配当可能剰余を保守的な水準に設定する必要がある。

また、毎年配当タイプは契約の長期性ゆえに、契約継続中の配当還元と消滅時の配当還元とのバランス、残存契約の保障継続のための内部留保とのバランスも考える必要がある。

◇他利源との関係

団体定期保険は専ら死差損益のみで、それ以外は費差損益がわずかにあるだけである。一方、毎年配当タイプでは他利源が大きい場合が少なくない。しかも例えば逆ざや契約のようにマイナスの損益となる利源を持つ場合もある。実際に、過去の高予定利率契約と現在の低予定利率契約が混在する毎年配当タイプでは、死差配当がマイナスの利差配当を相殺し、利差損益のバッファーとして機能していることもある。利源別配当の合理性の観点からは、他利源の剰余・配当率と分離して死差配当率を設定すべきであるが、アセットシェア配当の考え方にも考慮して利源合計の配当との相関も考慮する必要がある。

IV. 無配当個人保険との関係

相互会社においては法令で経理を区分することになっているので無論のこと、株式会社においても経理を区分し、毎年配当タイプおよび無配当個人保険の損益を別個に把握する必要がある。また、保険業法にいうところの「公正かつ衡平」な配当分配について、有配当契約者間の公正・衡平を求めているのか、無配当契約者まで含めた公正・衡平が求められているのかは、経営判断である。

配当還元の基準となる死亡率は、販売中の無配当保険の予定死亡率と同水準とする考えもある。しかし、配当率は将来にわたり保証されたものでない一方、無配当保険の予定死亡率は保険料計算を通じて将来を保証されたものであるという違いがあるため、実績が良好である場合は配当還元の基準となる死亡率を無配当保険の予定死亡率よりも低くすることにより、配当後の実質的な保険料を無配当保険の保険料よりも低くすることもありえる。

V. 毎年配当タイプの死差配当のあり方

以上をまとめると、毎年配当タイプの死差配当のあり方は例えば下記のように考えることができる。

◇配当可能剰余の決定

保険料基礎率・到達年齢・性別などにより群団化された契約について、セルフサポートできるよう、契約期間中の保障を全うするための内部留保を確保した上で配当可能剰余を決定する。契約の消滅に伴い、残存契約の保障継続を考慮しつつ、その内部留保の一部を消滅時配当で精算する。

◇コントリビューションの原則に基づく契約者の合理的な期待を考慮した配当率の決定

配当が個別契約の貢献に応じて割り当てられるようにする。具体的には、保険料基礎率・到達年齢・性別などに基づく群団毎に安定的な配当が可能ないように配当率を設定し、異なる基礎率間での衡平性を確保し、安全割増の還元、経験料率の採用、保険料調整を行う。

③

I. 予定死亡率の改定があった場合の改定前後の契約間の衡平性

少なくとも保険料調整のための配当を支払うか否か検討する必要がある。約款上、費差益、死差益の一部であっても特別配当として払うことが可能である。配当の割当・分配は個別契約の貢献に応じて行われるべきであるので、死差益などの貢献を配当として還元することは自然なことであろう。ただし、健全性確保が優先するので、その結果として配当還元とはならないこともある。

また、5年ごと利差配当タイプの特別配当を保険期間の途中および消滅時に費差益、死差益の還元を用い、さらに消滅時に内部留保の清算、キャピタル・ゲインの還元を用いることが可能であろう。特別配当を支払うタイミングは、支払実務の簡便化を考えれば利差配当と同じ5年ごとと消滅時とすることが考えられる。

II. 毎年配当タイプとの衡平性

商品区分および個々契約の配当可能剰余に対する貢献度に応じた配当設定を行うことになる。商品区分間の剰余とその源泉を明確にするためには、区分経理および商品区分毎の利源分析、アセット・シェア算出が望まれる。

保険期間を通じて保障責任を全うするために、単年度の剰余に単純にリンクさせるのではなく、保険期間を通じた留保と還元のバランスに注意しなくてはならない。5年ごと利差配当タイプの場合は、不安定である利差益、価格変動損益について損失が生じて、マイナスの割振額を翌年度に持ち越すことができ、配当可能財源を少なめに認識する必要のない要素となる。

毎年配当タイプと5年ごと利差配当タイプの経験率、リスクはほぼ同一となることを前提とすれば、さらに次のような検討が必要となる。

配当率は将来にわたり保証されたものでない一方、5年ごと利差配当タイプでは保険料計算を通じて将来に向かって保証する予定基礎率を、毎年配当タイプよりも予定利率は高い水準に、予定死亡率と予定事業費率は低い水準に設定している。リスクプレミアムの分だけ、配当の基準とする配当基準利回りを低く、配当の基準とする死亡率および事業費率を高く設定することもありえる。

別の言い方をすれば、商品区分毎にセルフサポートが保たれるよう、目標とする健全性の水準を設定し、その中で保証コストを加味することになろう。つまり、5年ごと利差配当タイプの商品区分では目標とする健全性の水準を高くする必要がある。

III. 逆ざや契約と順ざや契約との間の衡平性

逆ざや契約などについて、損失額を他の群団の契約からどのように負担させるべきか留意する必要がある。その上で、アセット・シェア計算などを通じて、商品種類・加入年齢・経過年数等を考慮しておおよそ剰余への貢献に比例して分配されるべきである。

当然のことながら、単年度収益が良好でも、累損がある場合には、その解消が優先されるし、翌期の配当は配当可能財源(ソルベンシー確保のための必要額控除後)の範囲で行われるため、いずれかの群団で収支が不足する場合は、他の群団で可能な配当水準から削減することが必要になる。

IV. その他

契約継続中に割り当てる配当と消滅時配当とのバランス、契約群団全体の債務履行のために、当該契約の消滅後も保険会社に留保すべき貢献部分とのバランスも考慮する必要がある。

V. 5年ごと利差配当タイプの配当のあり方

契約期間中の保障を全うするための内部留保を確保した上で配当可能剰余を決定することを前提とし、コントリビューションの原則に基づき配当率を決定する。例えば、商品区分毎の利源分析、アセット・シェア、各群団アセット・シェアなどの結果に基づき、保証のためのリスクプレミアムも考慮して配当率を決定することが考えられる。5年ごと利差配当では還元しきれない剰余について特別配当を活用することも考えられる。

問題3 (2)

①

◇ロック・イン方式のメリット

・利益の安定性

責任準備金評価基礎率の遡及変更は、責任準備金の大幅変更をもたらす場合がある。責任準備金評価にあたっては支払能力だけではなく適正な利益の算出の目的も意識する必要があり、利益に与える影響の変動が少ないロック・イン方式のほうが望ましい面がある。

・契約者配当の安定性

ロック・フリー方式のデメリットの「契約者配当が不安定」に記載のデメリットがなく、契約者配当を、計画的・安定的に行える場合がある。

◇ロック・イン方式のデメリット

・金利低下局面等でソルベンシーの確保

契約時の評価基礎率を使用し続けることから、利率低下局面では、契約時の高い利率を用いて責任準備金を少なめに評価することがあり、支払能力確保の面で問題となる場合がある。

・金利上昇局面では、サープラスが過小となる場合がある

金利低下局面とは逆に、金利上昇局面では、債券を時価評価する場合、サープラスが過小に評価される欠点がある。

・標準利率の設定方法

標準利率が足元の市場金利とマッチせずに低い水準となっている場合、保険料計算用の予定利率を直近の市場金利に合わせると、標準責任準備金積増が発生することがある。

- ・標準基礎率の設定方法

仮に、業界共通の経験率の蓄積が乏しい商品に対して標準基礎率を設定しようとした場合、各社がロック・フリー方式の基礎率を設定するよりも困難な場合がある。

- ◇ロック・フリー方式のメリット

- ・資産評価と整合的

バランスシート全体を市場整合的なものとした場合、資産と負債の評価が整合的となる。

- ◇ロック・フリー方式のデメリット

- ・利益が不安定

責任準備金評価基礎率の遡及変更は、責任準備金の大幅変更をもたらす場合、単年度の利益が不安定となる。

- ・契約者配当が不安定

例えば、逆ざや契約等について責任準備金の変更額を積み増そうとする場合、当該保険群団の剰余だけでは不足するため、保険会社が過去蓄積してきた内部留保を充当せざるを得ず、当該保険群団以外の保険群団に配当還元の減少等の影響を及ぼし、契約間の衡平性を阻害することが考えられる。

- ・実務負荷

フォーミュラ計算が可能なロック・イン方式とは異なり、実務負荷が大きい。

その他、予定利率以外の基礎率（予定死亡率・予定事業費率等）において、同様のメリット・デメリットが想定される。

②

- ◇ 保険計理人の1号収支分析

保険計理人の1号収支分析は、将来の資産の状況などを考慮して責任準備金の積立水準が十分であることを確認することを目的としている。具体的には、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュフローを想定することによって、資産と負債のマッチングを把握するもので、確率論的シナリオまたは決定論的シナリオを用いた収支分析を区分ごとに、毎年行うことが求められている。

前提となる経験率が責任準備金の基礎率と大きく異なり、責任準備金の計算基礎率で算出した責任準備金では収支分析で不足が発生する場合に追加責任準備金を積み立てることにより標準責任準備金制度を補完し、剰余金処分を防ぐ。

- ◇ 第3分野の責任準備金積立ルール

第3分野保険の保険事故発生率の不確実性に焦点を当てた「ストレステスト」、「負債十分性テスト」は、予定発生率が将来十分とは限らない場合でも第3分野の責任準備金の十分な積立水準を確保することを目的としている。

実績の保険事故発生率等に基づいた危険発生率を用いてテストを実施し、必要に応じて追加の危険準備金あるいは保険料積立金を積み立てることにより、第3分野の保障内容やリスクの範囲が多岐にわたっており、商品により異なっているために標準基礎率を設定できないことを補完している。

◇ 追加責任準備金の積立

標準責任準備金では将来の債務の履行に不足が生ずると認められるときは、追加して責任準備金を積み立てることとなる。これは保険計理人の意見書によるものだけではなく、会社の判断としても計上する選択肢もある。

※上記の項目に代えて下記の項目について書いてもよい。

- ◇ ソルベンシー規制
- ◇ 危険準備金等の各種準備金の積立
- ◇ 責任準備金対応債券

③

◇ 生命保険会計の意義との関係

生命保険会計とは、生命保険会社の支払能力の状況、業績あるいは活動の実態等を金銭で評価し、会計の言葉で表現することである。契約者保護・保険金支払能力確保を主眼とした監督会計、業績あるいは活動の実態の把握を主眼として一般事業会社と同列に扱われる財務会計、税務会計などがある。

現在の米国のように監督会計と財務会計を別々のものとする考え方もあるが、ここでは IAIS などにおける議論も踏まえ、利用者である株主、契約者等の混乱をより回避するために財務会計上の責任準備金と監督上の責任準備金が整合的なものとするを旨とし、また、バランスシートの全ての構成要素に影響するあらゆるリスクを統合的に評価し、資産・負債・所要資本・利用可能資本の間の相互依存関係をより適切に認識し、リスクを含めた負債の部分について、各保険会社が抱える「全て」のリスクをより「統合的」に評価する目的でロック・フリー方式に移行すると仮定する。

また、責任準備金が最良推計に基づく部分とリスク・マージン（サービス・マージンを含む）の2つから構成されることを仮定する。

◇ 計算基礎率設定の方法

責任準備金として求められる水準、つまり計算基礎率の水準は、目的に応じて異なるとも考えられるが、バランスシート全体の整合性、比較可能性の観点から市場整合的なものとするのが考えられる。

割引率は最も影響が大きい要素の1つであるため、慎重な議論が必要であり、信頼できるデータに基づき、市場整合的なものとするのが考えられる。

より経済的実態を反映させるために死亡率、発生率、脱退率、更新率等の計算基礎率の設定方法が各社の実績により異なるものとなり、また、設定方法により責任準備金額が大きく変動することが想定されるため、各社ごとの基準の設定が必要となると考えられる。この場合、計算基礎率設定の妥当性の確保について、十分に検討する必要がある。

◇ リスク・マージン（サービス・マージンを含む）

リスク・マージンの計算方法として資本コスト法・パーセントイル法等の方法が提唱されているが、透明性・比較可能性という観点から合理的なものとするよう検討が必要である。

◇ ロック・イン方式のデメリットを補完する現在の日本の制度のあり方

ロック・イン方式である現在の標準責任準備金制度は、保険計理人の1号収支分析や第3分野の責任準備金積立ルール、追加責任準備金の積立、ソルベンシー規制、危険準備金等の各種準備金積立等、様々な補完する制度で責任準備金の十分性を担保している。

第3分野の責任準備金積立ルールや追加責任準備金制度の考え方はロック・フリー方式に含まれると考えられる。また、現行の責任準備金には資本性のソルベンシー・マージンを構成する項目も含まれており、危険準備金のほかにも、平準純保険料式とすることで積み立てられている部分や計算基礎率をロック・インとすることに伴う必要なマージン部分がそれにあたる。ロック・フリー方式の導入にあたっては、これらについて会計の意義と照らし、その趣旨に立ち返って存否を含めた再検討が必要となる。

ソルベンシー規制については、保険会社全体のリスク評価を行い、バランスシート、責任準備金の評価と統合的なものとするよう今後再整理していく必要がある。

また、保険計理人の責任準備金の十分性確認の手法についても、新たな責任準備金制度にあわせたものとする必要がある。

◇ 所要資本との関係・保険債務の評価の視点

保険債務とそれに伴うリスクに対し、全体としてカバーすべき範囲が定まり、保険負債としてカバーすべきリスクの範囲が定めれば、保険負債を超える部分が所要資本でカバーすべき範囲となる。つまり、保険債務をどのように評価するかにより所要資本の評価も異なってくる。保険負債のカバーする範囲と評価にあわせ、所要資本のカバーする範囲と評価も統合的に決める必要があり、あらかじめ保険負債と所要資本の役割や位置づけを明確に区分しておくのが重要と考える。それには複数の視点が考えられ、例えば保険負債が長期的なリスクに対応し、所要資本が短期的なリスクに対応とする欧州における考え方や、リスクの信頼水準の差とする米国における考え方もある。

◇ リスク管理のあり方

ALMの実施や販売・商品面の対応などにより、リスクをコントロールしつつ安定的に収益を確保することが必要であろう。また、全社的なリスクコントロールを行うべく、相互牽制機能が確保されたリスク管理体制の整備が求められる。

・ALMのあり方について

まず、バランスシート上の資産、負債、純資産が市場統合的なものとなったことを仮定した場合、責任準備金とマッチした資産構成やデュレーションの調整がより求められることとなる。その場合、資産構成の変更やデュレーションの調整による市場への影響にも考慮する必要がある。また、いわゆる逆ざや契約を多く保有する会社の場合は、ロック・フリー方式となった場合に責任準備金額が大きく増加する可能性があり、導入前に追加責任準備金の積立等の対応を検討することが考えられる。

・販売・商品面の対応

損益、純資産の変動を抑えるため、販売商品を見直し、損益、純資産の変動を招くリスクを減ら

し、リスクとリターンのバランスをとることができるよう変更する必要がある場合がある。リスクを減らすには例えば、保険期間の短縮化、無事故給付によるリスクの相殺、再保険の活用などが考えられる。

セルフサポートの原則に基づき、リスクに見合った自己資本の水準を保つ必要がある。そのためには、販売前に様々なシナリオで責任準備金、純資産の変動をテストする必要がある。

以 上